

現況報告書等作成上の注意事項

- 1 現況報告書及び施設調書の提出に当たりましては、理事長名による大阪府知事あての文書を作成して、添付してください。
- 2 現況報告書及び社会福祉法人調査票は以下のいずれかの方法で提出してください。
 - (1) 電子申請により提出する。
 - (2) 電子媒体により提出する。
- 3 現況報告書の添付書類である貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書をいう。）の提出については、下記の方法で提出してください。
 - (1) 平成 23 年 7 月 27 日付けで施行された社会福祉法人会計基準（以下「新会計基準」という。）を適用する法人であって、エクセル形式による電子ファイルでの提出が可能な会計システムを使用する法人については、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書（第 1 号の 1 様式から第 1 号の 4 様式、第 2 号の 1 様式から第 2 号の 4 様式、第 3 号の 1 様式から第 3 号の 4 様式）をエクセル形式による電子ファイルで提出する。
 - (2) 新会計基準を適用する法人であって、PDF 形式による電子ファイル又は書面での提出のみが可能な会計システムを使用する法人については、1 年の経過措置を設け、平成 26 年度提出分（平成 25 年度決算）に限り、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書（第 1 号の 1 様式から第 1 号の 4 様式、第 2 号の 1 様式から第 2 号の 4 様式、第 3 号の 1 様式から第 3 号の 4 様式）を PDF 形式による電子ファイル又は書面で提出する。
 - (3) 新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、1 年の経過措置を設け、平成 26 年度提出分（平成 25 年度決算）に限り、各法人が適用する会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書（内訳表を含む）を PDF 形式による電子ファイル又は書面で提出する。

なお、平成 27 年度提出分（平成 26 年度決算）以降については、経過措置は終了し、全ての法人からエクセル形式による電子ファイルでの提出を求めます。

4 社会福祉法人調査票について

- (1) 公正採用選考人権啓発推進員の選任状況
平成 24 年 12 月 20 日付け大阪府法人指導課長通知文書でお知らせしておりますとおり、平成 25 年度から「常時使用する従業員の数が 25 人未満の事業所」であっても、公正採用人権啓発推進員の設置をお願いしております。
- (2) 障がい者の雇用状況
障がい者の法定雇用率は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成 25 年 4 月 1 日以降 2.0% に改正されています。
- (3) その他法令順守の状況等
外部監査を導入している場合は、外部監査報告書（監査項目とその結果）を添付してください。

5 施設調書は以下のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 昨年、作成したデータを年度更新し所要の修正を行なったうえで、電子申請により提出する。
- (2) 上記により作成したものを、電子媒体により提出する。
- (3) 従前どおり、手書きで作成し紙媒体で提出する。

6 現況報告書には、以下の関係書類を添付してください。[サイズはA4版に統一]

- (1) 定款の写し（ただし、認可を受けたもの）
- (2) 法人の登記簿謄本の写し（平成25年度決算による資産総額の変更登記後のもの）
- (3) 事業報告書（平成25年度分、複数施設がある場合は全施設分）
- (4) 監事監査報告書（平成25年度分） ※監事監査項目を含む
（監事が署名・押印した所轄庁である大阪府知事あての原本）
- (5) 財産目録（平成25年度分）※法人の様式で作成しているもの。
- (6) 各施設の平面図及び施設付近の地図（略図またはパンフレットで可）
- (7) 施設のみ大阪府所管の場合は、現況報告書のⅠ基本情報、Ⅱ事業、Ⅲ組織の部分のみ及び平成25年度の法人の経営状況（総括表）を提出してください。

7 提出部数については、所轄庁が大阪府の場合は1部、厚生労働省及び近畿厚生局の場合は2部提出してください。

【 参 考 】

社会福祉法人及び公益法人現況報告書等の提出に係る法令等の根拠について

○ 社会福祉法

（所轄庁への届出）

第59条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、所轄庁に届け出なければならない。

○ 社会福祉法施行規則

（現況の報告）

第9条 法第59条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢

二 前会計年度における事業の概要

三 前会計年度末における主要な財産の所有状況

2 法第59条第1項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項についての現況報告書二通を提出することにより行うものとする。

3 前項の現況報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前会計年度末における貸借対照表

二 前会計年度の収支計算書